【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年６月13日提出
【計算期間】	第14期中（自　2024年10月１日　至　2025年３月31日）
【ファンド名】	ひふみプラス
【発行者名】	レオス・キャピタルワークス株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　藤野　英人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
【事務連絡者氏名】	谷岡　恵子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
【電話番号】	03-6266-0124
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は、2025年３月31日現在です。
投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	540,995,409,092	100.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△1,026,525,776	△0.19
合計(純資産総額)		539,968,883,316	100.00

（参考）ひふみ投信マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	705,069,962,000	85.59
	アメリカ	14,020,041,840	1.70
	フランス	2,694,742,080	0.33
	デンマーク	3,912,619,080	0.47
	フィリピン	2,024,791,768	0.25
	中国	990,046,680	0.12
	小計	728,712,203,448	88.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	95,092,792,813	11.54
合計(純資産総額)		823,804,996,261	100.00

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年３月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産総額の推移は以下の通りです。

年月日	純資産総額（円）		1口当り純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第4期計算期間末 (2015年 9月30日)	53,935,579,707	53,935,579,707	2.5133	2.5133
第5期計算期間末 (2016年 9月30日)	94,557,229,131	94,557,229,131	2.6926	2.6926
第6期計算期間末 (2017年10月 2日)	297,330,020,414	297,330,020,414	3.7010	3.7010
第7期計算期間末 (2018年10月 1日)	663,446,536,221	663,446,536,221	4.3151	4.3151
第8期計算期間末 (2019年 9月30日)	580,865,369,955	580,865,369,955	3.7022	3.7022
第9期計算期間末 (2020年 9月30日)	484,270,571,456	484,270,571,456	4.5708	4.5708
第10期計算期間末 (2021年 9月30日)	487,086,541,559	487,086,541,559	5.3259	5.3259
第11期計算期間末 (2022年 9月30日)	451,511,877,179	451,511,877,179	4.3613	4.3613
第12期計算期間末 (2023年10月 2日)	524,606,940,583	524,606,940,583	5.2195	5.2195
第13期計算期間末 (2024年 9月30日)	563,048,564,049	563,048,564,049	5.8488	5.8488
2024年 3月末日	596,561,968,166	―	6.3055	―
4月末日	576,977,348,552	―	6.0837	―
5月末日	583,052,543,283	―	6.1338	―
6月末日	593,501,675,083	―	6.2402	―
7月末日	578,454,915,643	―	6.0845	―
8月末日	567,503,175,020	―	5.9254	―
9月末日	563,048,564,049	―	5.8488	―

10月末日	562,348,428,388	—	5.8462	—
11月末日	555,314,818,557	—	5.7991	—
12月末日	566,604,457,230	—	6.0142	—
2025年 1月末日	565,012,749,294	—	6.0306	—
2月末日	537,002,650,825	—	5.7403	—
3月末日	539,968,883,316	—	5.7573	—

②【分配の推移】

期	計算期間	分配金（円）（１口当り）
第4期計算期間	2014年10月 1日～2015年 9月30日	0.0000
第5期計算期間	2015年10月 1日～2016年 9月30日	0.0000
第6期計算期間	2016年10月 1日～2017年10月 2日	0.0000
第7期計算期間	2017年10月 3日～2018年10月 1日	0.0000
第8期計算期間	2018年10月 2日～2019年 9月30日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 1日～2020年 9月30日	0.0000
第10期計算期間	2020年10月 1日～2021年 9月30日	0.0000
第11期計算期間	2021年10月 1日～2022年 9月30日	0.0000
第12期計算期間	2022年10月 1日～2023年10月 2日	0.0000
第13期計算期間	2023年10月 3日～2024年 9月30日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第4期計算期間	2014年10月 1日～2015年 9月30日	16.8
第5期計算期間	2015年10月 1日～2016年 9月30日	7.1
第6期計算期間	2016年10月 1日～2017年10月 2日	37.5
第7期計算期間	2017年10月 3日～2018年10月 1日	16.6
第8期計算期間	2018年10月 2日～2019年 9月30日	△14.2
第9期計算期間	2019年10月 1日～2020年 9月30日	23.5
第10期計算期間	2020年10月 1日～2021年 9月30日	16.5
第11期計算期間	2021年10月 1日～2022年 9月30日	△18.1
第12期計算期間	2022年10月 1日～2023年10月 2日	19.7
第13期計算期間	2023年10月 3日～2024年 9月30日	12.1
第14中間計算期間末	2024年10月 1日～2025年 3月31日	△1.6

(注)収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額を控除した額を前計算期間末の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た率です。

2【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第4期計算期間	2014年10月 1日～2015年 9月30日	21,984,263,649	7,738,070,317
第5期計算期間	2015年10月 1日～2016年 9月30日	23,750,891,727	10,092,581,545
第6期計算期間	2016年10月 1日～2017年10月 2日	77,962,835,757	32,742,556,802
第7期計算期間	2017年10月 3日～2018年10月 1日	133,456,558,066	60,044,640,693
第8期計算期間	2018年10月 2日～2019年 9月30日	38,359,745,603	35,212,052,365
第9期計算期間	2019年10月 1日～2020年 9月30日	24,868,902,350	75,818,027,191

第10期計算期間	2020年10月 1日～2021年 9月30日	25,738,526,905	40,230,648,310
第11期計算期間	2021年10月 1日～2022年 9月30日	23,824,400,259	11,754,408,991
第12期計算期間	2022年10月 1日～2023年10月 2日	16,917,532,800	19,934,280,510
第13期計算期間	2023年10月 3日～2024年 9月30日	15,696,522,128	19,938,372,466
第14中間計算期間末	2024年10月 1日～2025年 3月31日	6,345,155,350	8,824,869,635

3【ファンドの経理状況】

1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第14期中間計算期間(2024年10月 1日から2025年 3月31日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【ひふみプラス】
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 2024年 9月30日現在	第14期中間計算期間末 2025年 3月31日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,023,594,622	1,917,969,077
親投資信託受益証券	563,931,981,893	540,995,409,092
未収利息	11,143	23,698
流動資産合計	565,955,587,658	542,913,401,867
資産合計	565,955,587,658	542,913,401,867
負債の部		
流動負債		
未払解約金	401,520,842	470,285,031
未払受託者報酬	217,441,050	214,591,524
未払委託者報酬	2,287,071,717	2,258,845,001
その他未払費用	990,000	796,995
流動負債合計	2,907,023,609	2,944,518,551
負債合計	2,907,023,609	2,944,518,551
純資産の部		
元本等		
元本	※1 96,267,996,037	※1 93,788,281,752
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	466,780,568,012	446,180,601,564
（分配準備積立金）	125,418,796,030	114,276,177,739
元本等合計	563,048,564,049	539,968,883,316
純資産合計	※2 563,048,564,049	※2 539,968,883,316
負債純資産合計	565,955,587,658	542,913,401,867

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期中間計算期間 自　2023年10月 3日 至　2024年 4月 2日	第14期中間計算期間 自　2024年10月 1日 至　2025年 3月31日
営業収益		
受取利息	38,104	2,769,499
有価証券売買等損益	93,801,559,150	△5,867,472,801
営業収益合計	93,801,597,254	△5,864,703,302
営業費用		
支払利息	166,798	-
受託者報酬	208,110,096	214,591,524
委託者報酬	2,193,330,799	2,258,845,001
その他費用	535,087	796,995
営業費用合計	2,402,142,780	2,474,233,520
営業利益又は営業損失（△）	91,399,454,474	△8,338,936,822
経常利益又は経常損失（△）	91,399,454,474	△8,338,936,822
中間純利益又は中間純損失（△）	91,399,454,474	△8,338,936,822
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	4,455,179,275	500,444,116
期首剰余金又は期首欠損金（△）	424,097,094,208	466,780,568,012
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,200,549,218	31,036,354,351
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,200,549,218	31,036,354,351
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,380,526,840	42,796,939,861
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,380,526,840	42,796,939,861
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	488,861,391,785	446,180,601,564

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第14期中間計算期間 自 2024年10月 1日 至 2025年 3月31日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第13期 2024年 9月30日現在	第14期中間計算期間末 2025年 3月31日現在
※1．当該計算期間の末日における受益権の総数 96,267,996,037口	※1．当該中間計算期間の末日における受益権の総数 93,788,281,752口
※2．当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額	※2．当該中間計算期間の末日における１単位当りの純資産の額
1口当りの純資産額 5.8488円 (10,000口当りの純資産額 58,488円)	1口当りの純資産額 5.7573円 (10,000口当りの純資産額 57,573円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13期中間計算期間 自 2023年10月 3日 至 2024年 4月 2日	第14期中間計算期間 自 2024年10月 1日 至 2025年 3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第13期 2024年 9月30日現在	第14期中間計算期間末 2025年 3月31日現在
１.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

第14期中間計算期間 自 2024年10月 1日 至 2025年 3月31日
該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

第13期 2024年 9月30日現在		第14期中間計算期間末 2025年 3月31日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	100,509,846,375円	期首元本額	96,267,996,037円
期中追加設定元本額	15,696,522,128円	期中追加設定元本額	6,345,155,350円
期中一部解約元本額	19,938,372,466円	期中一部解約元本額	8,824,869,635円

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ひふみ投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

ひふみ投信マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ひふみ投信マザーファンド

（１）貸借対照表

	2025年 3月31日現在	
資産の部		
流動資産		
預金		17,259,304,541
金銭信託		545,455
コール・ローン		70,591,539,327
株式		728,712,203,448
未収入金		380,456,358
未収配当金		6,972,212,763
未収利息		872,221
流動資産合計		823,917,134,113
資産合計		823,917,134,113
負債の部		
流動負債		
未払金		34,367,852
未払解約金		77,770,000
流動負債合計		112,137,852
負債合計		112,137,852
純資産の部		
元本等		
元本	※1	139,362,924,322
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		684,442,071,939
元本等合計		823,804,996,261
純資産合計	※2	823,804,996,261
負債純資産合計		823,917,134,113

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	自 2024年10月 1日 至 2025年 3月31日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算期間の末日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。
３.収益及び費用の計上基準	受取配当金 国内株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
４.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月31日現在	
※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	
	139,362,924,322口
※2. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額	
1口当りの純資産額	5.9112円
(10,000口当りの純資産額	59,112円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2025年 3月31日現在
１.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

元本の移動

2025年 3月31日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年10月 1日
期首元本額	141,593,731,546円
期中追加設定元本額	5,158,020,245円
期中一部解約元本額	7,388,827,469円
期末元本額	139,362,924,322円
元本の内訳※	
ひふみ投信	27,554,247,569円
ひふみプラス	91,520,403,487円
ひふみクロスオーバーｐｒｏ	3,300,121,930円
ひふみ年金	13,665,867,499円
ひふみらいと	17,387,544円
まるごとひふみ１５	73,554,655円
まるごとひふみ５０	722,113,484円
まるごとひふみ１００	2,497,276,708円
まるごとひふみ５０（適格機関投資家専用）	11,951,446円

（注）※当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（1）【資本金の額】（2025年３月末現在）

資本金の額	322,757千円
会社が発行する株式の総数	48,000,000株
発行済株式の総数	12,912,800株

最近５年間における資本金の額の増減：

2023年４月24日	資本金100,000千円から313,904千円に増資
2023年８月21日	新株予約権の行使により、資本金が313,904千円から316,032千円に増加
2023年８月30日	新株予約権の行使により、資本金が316,032千円から320,144千円に増加
2023年９月８日	新株予約権の行使により、資本金が320,144千円から322,277千円に増加
2024年２月７日	新株予約権の行使により、資本金が322,277千円から322,757千円に増加

（2）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用指図（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）を行なっています。
2025年３月末現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行なっています。（但し、親投資信託を除きます。）

商品分類	本数	純資産(百万円)
追加型株式投資信託	15	1,143,660

（3）【その他】

１．定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

２．訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実は、ありません。

5【委託会社等の経理状況】

（1） 財務諸表の作成方法について

委託会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。なお、財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2） 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。なお、中間財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（3） 監査証明について

委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づいて、東陽監査法人の監査を受けております。委託会社の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づいて、東陽監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表等

財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,754,446	3,285,608
顧客分別金信託	1,500,000	1,800,000
貯蔵品	8,671	7,861
前払費用	87,356	110,099
未収委託者報酬	3,725,272	4,133,889
未収投資顧問報酬	52,165	65,873
その他	46,255	15,141
流動資産合計	7,174,168	9,418,472
固定資産		
有形固定資産		
建物	160,041	506,870
減価償却累計額	△72,452	△67,404
建物（純額）	87,588	439,466
器具及び備品	836,071	1,133,183
減価償却累計額	△685,424	△950,843
器具及び備品（純額）	150,647	182,339
有形固定資産合計	238,236	621,806
無形固定資産		
商標権	4,709	4,101
ソフトウエア	344,743	307,230
その他	31,999	26,443
無形固定資産合計	381,452	337,776
投資その他の資産		
投資有価証券	1,664	1,833
関係会社株式	230,000	152,474
関係会社出資金	28,484	23,079
長期前払費用	1,662	5,208
繰延税金資産	158,073	201,778
敷金	174,438	174,438
その他	11,253	12,533
投資その他の資産合計	605,577	571,346
固定資産合計	1,225,265	1,530,929
資産合計	8,399,434	10,949,401

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	225,727	1,051,363
未払金	117,714	162,618
未払費用	1,557,748	1,708,076
未払法人税等	155,676	378,274
未払消費税等	100,817	73,028
賞与引当金	195,829	191,194
役員賞与引当金	11,566	－
その他	58,863	94,220
流動負債合計	2,423,943	3,658,777
固定負債		
退職給付引当金	92,009	115,099
資産除去債務	85,886	217,183
固定負債合計	177,895	332,282
負債合計	2,601,838	3,991,059
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	322,757
資本剰余金		
資本準備金	100,000	322,747
その他資本剰余金	300,010	300,010
資本剰余金合計	400,010	622,757
利益剰余金		
利益準備金	1,345	1,345
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,296,240	6,011,481
利益剰余金合計	5,297,586	6,012,827
株主資本合計	5,797,596	6,958,341
純資産合計	5,797,596	6,958,341
負債純資産合計	8,399,434	10,949,401

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）		当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	
営業収益				
委託者報酬		9,477,843		10,167,602
投資顧問報酬		182,392		219,452
営業収益合計	※１	9,660,236	※１	10,387,055
営業費用				
支払手数料		3,844,837		4,103,512
調査費		694,085		755,716
営業雑経費		114,540		135,037
通信費		34,439		34,262
諸会費		9,828		25,819
その他		70,272		74,954
営業費用合計		4,653,462		4,994,265
一般管理費				
給料		1,442,408		1,548,915
役員報酬		252,528		325,955
給料・手当		754,673		793,735
賞与		167,296		207,142
賞与引当金繰入額		195,829		191,194
役員賞与		37,667		5,783
役員賞与引当金繰入額		11,566		－
退職給付費用		22,847		25,104
法定福利費		163,280		179,049
広告宣伝費		322,909		283,252
旅費交通費		50,274		70,875
租税公課		9,018		60,804
不動産賃借料		210,269		206,975
減価償却費		552,394		469,936
諸経費		567,851		643,766
一般管理費合計		3,318,406		3,463,576
営業利益		1,688,366		1,929,212
営業外収益				
受取利息		773		54
為替差益		8,289		9,043
経営管理料	※２	7,554	※２	7,780
講演、原稿料等収入		6,279		4,419
広告料収入		4,909		3,959
配分金収入		6,339		1,419
その他		692		1,005

営業外収益合計	34,839	27,683
営業外費用		
支払利息	207	―
上場関連費用	11,085	6,872
投資事業組合損失	1,438	5,486
その他	820	582
営業外費用合計	13,550	12,940
経常利益	1,709,655	1,943,954
特別損失		
関係会社株式評価損	―	137,525
特別損失合計	―	137,525
税引前当期純利益	1,709,655	1,806,429
法人税、住民税及び事業税	525,135	572,546
法人税等調整額	35,520	△43,704
法人税等合計	560,655	528,841
当期純利益	1,149,000	1,277,587

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	4,543,788
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						△396,547
当期純利益						1,149,000
当期変動額合計	－	－	－	－	－	752,452
当期末残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	5,296,240

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金合計		
当期首残高	4,545,133	5,045,143	5,045,143
当期変動額			
新株の発行		－	－
剰余金の配当	△396,547	△396,547	△396,547
当期純利益	1,149,000	1,149,000	1,149,000
当期変動額合計	752,452	752,452	752,452
当期末残高	5,297,586	5,797,596	5,797,596

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	5,296,240
当期変動額						
新株の発行	222,757	222,747		222,747		
剰余金の配当						△ 562,346
当期純利益						1,277,587
当期変動額合計	222,757	222,747	－	222,747	－	715,240
当期末残高	322,757	322,747	300,010	622,757	1,345	6,011,481

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金合計		
当期首残高	5,297,586	5,797,596	5,797,596
当期変動額			
新株の発行		445,504	445,504
剰余金の配当	△ 562,346	△ 562,346	△ 562,346
当期純利益	1,277,587	1,277,587	1,277,587
当期変動額合計	715,240	1,160,745	1,160,745
当期末残高	6,012,827	6,958,341	6,958,341

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１） 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（２） その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　最終仕入原価法による原価法

３．固定資産の減価償却の方法

（１） 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	**８～15年**
器具及び備品	**２～15年**

（２） 無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．引当金の計上基準

（１） 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（２） 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３） 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

６．収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

（１） 委託者報酬

当社は、当社が設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該

報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね６ヵ月以内に受領しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

（２） 投資顧問報酬

対象顧客との投資一任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回もしくは年２回受領しております。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３） 成功報酬

成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

１．繰延税金資産

（１） 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	158,073	201,778

（２） 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社の運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによる株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

２．関係会社株式の評価

（１） 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	230,000	152,474

（２） 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した関係会社株式については、市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式の実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。

当該関係会社は連結子会社である投資事業有限責任組合を通じてベンチャー企業等への出資を行っており、投資先企業の将来成長による超過収益力を反映して出資することがあります。これら投資先の超過収益力の毀損の有無を検討するにあたって、事業計画の達成状況等を総合的に勘案し検討を行いますが、投資先の中長期の事業計画は、投資先が属する市場の成長見込み、マーケットシェアの拡大見込みなどが含まれることから、投資先の事業計画には高い不確実性を伴います。

実質価額の評価や回復する見込みについては、経営者による仮定や判断による不確実性を伴うもので

あり、実質価額の算定において、前提となる見積りや仮定に変動が生じ、当該実質価額の算定額が変動した場合には、翌事業年度以降において影響を与える可能性があります。

（会計上の見積りの変更）

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について追加工事等に伴う新たな情報の入手に基づき、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この変更により、資産除去債務残高が130,062千円増加し、従来の方法と比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,608千円減少しております。

（貸借対照表関係）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
当座貸越極度額	7,000,000 千円	7,000,000 千円
借入実行額	－	－
差引額	7,000,000	7,000,000

なお、上記当座貸越契約においては、資金使途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも全額が借入実行されるものではありません。

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
経営管理料	7,554千円	7,780千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	12,016,600	－	－	12,016,600

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－

（注）当社はストック・オプション付与日時点において未公開会社であり、付与時の単価あたりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年６月27日 定時株主総会	普通株式	396,547	33.00	2022年３月31日	2022年６月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年６月27日定時株主総会	普通株式	330,456	利益剰余金	27.50	2023年３月31日	2023年６月28日

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	12,016,600	896,200	－	12,912,800

（変動事由の概要）

増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

新規上場に伴う公募増資による増加　357,700株

ストック・オプションの権利行使による増加　538,500株

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－

（注）当社はストック・オプション付与日時点において未公開会社であり、付与時の単価あたりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年６月27日定時株主総会	普通株式	330,456	27.50	2023年３月31日	2023年６月28日
2023年11月8日取締役会	普通株式	231,890	18.00	2023年９月30日	2023年12月８日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月25日定時株主総会	普通株式	232,430	利益剰余金	18.00	2024年３月31日	2024年６月26日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2023年３月31日）	当事業年度（2024年３月31日）
１年内	173,031	177,677

１年超	266,335	97,070
合計	439,366	274,747

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問報酬のうち助言契約に基づく債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として投資事業組合への出資であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

債務である預り金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、諸規程等に沿って経理財務部が顧客相手ごとに残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの計画に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金	174,438	162,636	△11,801
資産計	174,438	162,636	△11,801

（注１）現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	230,000
関係会社出資金	28,484
非上場株式	0
投資事業組合出資金	1,664

① 関係会社株式及び非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

② 関係会社出資金及び投資事業組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2024年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金	174,438	148,542	△25,896
資産計	174,438	148,542	△25,896

（注１）現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	152,474
関係会社出資金	23,079
非上場株式	0
投資事業組合出資金	1,833

① 関係会社株式及び非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

② 関係会社出資金及び投資事業組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,754,446	―	―	―
顧客分別金信託	1,500,000	―	―	―
未収委託者報酬	3,725,272	―	―	―
未収投資顧問報酬	52,165	―	―	―
合計	7,031,885	―	―	―

当事業年度（2024年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	3,285,608	―	―	―
顧客分別金信託	1,800,000	―	―	―
未収委託者報酬	4,133,889	―	―	―
未収投資顧問報酬	65,873	―	―	―
合計	9,285,370	―	―	―

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2023年３月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	162,636	－	162,636
資 産 計	－	162,636	－	162,636

当事業年度（2024年３月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	148,542	－	148,542
資 産 計	－	148,542	－	148,542

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
敷金
敷金の時価は、想定した賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）
１．関係会社株式及び関係会社出資金
前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）
市場価格がないことから、関係会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	230,000
関係会社出資金	28,484
計	258,484

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）
市場価格がないことから、関係会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	152,474
関係会社出資金	23,079
計	175,553

２．その他有価証券
重要性がないため記載を省略しております。

３．減損処理を行った有価証券
当事業年度において、関係会社株式について減損処理を行い、関係会社株式評価損137,525千円を計上しております。

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（退職給付関係）
１．採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給して

おります。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
退職給付引当金の期首残高	86,954千円	92,009千円
退職給付費用	22,847千円	25,104千円
退職給付の支払額	△17,792千円	△2,014千円
退職給付引当金の期末残高	92,009千円	115,099千円

（２）退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	92,009千円	115,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	92,009千円	115,099千円
退職給付引当金	92,009千円	115,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	92,009千円	115,099千円

（３）退職給付費用

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	22,847千円	25,104千円

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　18名	当社従業員　３名	当社従業員　82名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　595,200株	普通株式　15,800株	普通株式　340,000株
付与日	2015年12月1日	2017年８月1日	2022年１月31日
権利確定条件	付与日（2015年12月１日）以降、権利確定日（2017年９月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（2017年８月１日）以降、権利確定日（2019年６月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（2022年１月31日）以降、権利確定日（2024年１月19日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自　2015年12月1日 至　2017年９月30日	自　2017年８月１日 至　2019年６月30日	自　2022年１月31日 至　2024年１月19日
権利行使期間	自　2017年10月1日 至　2025年８月31日	自　2019年７月１日 至　2027年５月31日	自　2024年１月20日 至　2031年12月15日

(注)第４回新株予約権及び第５回新株予約権は2018年８月29日付株式分割（普通株式１株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

（２） ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利確定前　　（株）			
前事業年度末	528,200	15,800	340,000
付与	－	－	－
失効	－	5,500	5,500
権利確定	－	－	－
未確定残	528,200	10,300	334,500
権利確定後　　（株）			
前事業年度末	－	－	－
権利確定	－	－	－
権利行使	－	－	－
失効	－	－	－
未行使残	－	－	－

(注) 第４回新株予約権及び第５回新株予約権は2018年８月29日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利行使価格　　（円）	32	77	1,365
行使時平均株価　　（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価　　（円）	－	－	－

(注) 第４回新株予約権及び第５回新株予約権は2018年８月29日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正簿価純資産法及び類似会社比較法の平均価額をもって総合評価しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額　　682,354千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　　－千円

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　18名	当社従業員　３名	当社従業員　82名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　595,200株	普通株式　15,800株	普通株式　340,000株
付与日	2015年12月1日	2017年８月1日	2022年１月31日
権利確定条件	付与日（2015年12月１日）以降、権利確定日（2017年９月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（2017年８月１日）以降、権利確定日（2019年６月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（2022年１月31日）以降、権利確定日（2024年１月19日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自　2015年12月１日 至　2017年９月30日	自　2017年８月１日 至　2019年６月30日	自　2022年１月31日 至　2024年１月19日
権利行使期間	自　2017年10月１日 至　2025年８月31日	自　2019年７月１日 至　2027年５月31日	自　2024年１月20日 至　2031年12月15日

(注)第４回新株予約権及び第５回新株予約権は2018年８月29日付株式分割（普通株式１株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利確定前　（株）			
前事業年度末	528,200	10,300	334,500
付与	－	－	－
失効	－	－	－
権利確定	528,200	10,300	334,500
未確定残	－	－	－
権利確定後　（株）			
前事業年度末	－	－	－
権利確定	528,200	10,300	334,500
権利行使	528,200	10,300	－
失効	－	－	29,500
未行使残	－	－	305,000

(注)　第４回新株予約権及び第５回新株予約権は2018年８月29日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②　単価情報

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利行使価格　（円）	32	77	1,365
行使時平均株価　（円）	1,265	1,239	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－	－

（注）　第４回新株予約権及び第５回新株予約権は2018年８月29日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正簿価純資産法及び類似会社比較法の平均価額をもって総合評価しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①　当事業年度末における本源的価値の合計額	－千円
②　当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	648,813千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	－千円	42,110千円
賞与引当金	59,962	58,543
退職給付引当金	28,173	35,243
未払費用	16,516	16,797
一括償却資産	1,614	1,920
役員賞与引当金	3,541	－
未払事業所税	1,358	1,459
未払事業税等	15,801	19,346
資産除去債務	26,298	66,501
繰延資産償却	17,776	10,188
その他	101	99
繰延税金資産小計	171,146	252,211
繰延税金資産合計	171,146	252,211
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△13,072	△50,432
繰延税金負債合計	△13,072	△50,432
繰延税金資産の純額	158,073	201,778

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）

法定実効税率	34.6%
（調整）	
住民税均等割	0.2
税率変更による繰延税金資産取崩し	1.2
法人税額の特別控除	△3.1
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.303%～1.234%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
期首残高	85,468 千円	85,886 千円
時の経過による調整額	417	1,234
見積りの変更による増加額	―	130,062
期末残高	85,886	217,183

（４）当該資産除去債務の金額の見積りの変更

『注記事項（会計上の見積りの変更）』に記載のとおりであります。

（収益認識関係）

（１） 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
残高報酬	9,659,991 千円	10,386,810 千円
その他	245	245
合計	9,660,236	10,387,055

（２）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「（重要な会計方針）６．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

（３）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

子会社	レオス・キャピタルパートナーズ株式会社	東京都千代田区	70	投資事業組合財産の管理及び運用	所有直接100.0%	資金の貸付役員の兼任	貸付金の回収	50,000	―	―
							経営管理（※1）	7,554	未収入金	713
							増資の引受（※2）	100,000	―	―
同一の親会社を持つ会社	株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区	48,323	金融サービス事業	―	当社投資信託の募集及び販売ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（※3）	652,721	未払費用	309,932

取引条件及び取引条件の決定方針等
(※1)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(※2)１株につき10,000円で引き受けたものであります。
(※3)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	レオス・キャピタルパートナーズ株式会社	東京都千代田区	100	投資事業組合財産の管理及び運用	所有直接100.0%	資金の貸付役員の兼任	増資の引受（※1）	60,000	―	―
同一の親会社を持つ会社	株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区	54,323	金融サービス事業	―	当社投資信託の募集及び販売ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（※2）	725,135	未払費用	351,327
主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社東日本ビジネスソリューションズ	福島県福島市	80	事務代行事業	―	新規口座開設やマイナンバー登録に関する業務の委託等	事務代行取引（※3）	57,009	未払金	5,225

取引条件及び取引条件の決定方針等
(※1)１株につき10,000円で引き受けたものであります。
(※2)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(※3)市場実態を勘案し、取引条件を決定しています。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社（未上場）
ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
１株当たり純資産額	482.47円	538.87円
１株当たり当期純利益金額	95.62円	101.06円

（注）１．2023年３月期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
２．2024年３月期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
当期純利益金額（千円）	1,149,000	1,277,587
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,149,000	1,277,587
普通株式の期中平均株式数（株）	12,016,600	12,642,051
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権３種類 （新株予約権の数8,730個） なお、新株予約権の概要は「（ストック・オプション等関係）」に記載のとおりであります。	新株予約権１種類 （新株予約権の数3,050個） なお、新株予約権の概要は「（ストック・オプション等関係）」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）
（単独株式移転による持株会社の設立）
当社は、2024年４月１日付で単独株式移転により完全親会社となる持株会社「SBIレオスひふみ株式会社」を設立し、同社の完全子会社となりました。

１．本株式移転の背景と目的
当社は、「日本のみんながひふみでつみたて」をスローガンに、日本中に「ひふみ」によるつみたて投資を普及させ、当社の経営理念である「資本市場を通じて社会に貢献します」の実現を目指すべく、より多くの人々を「次のゆたかさの、まんなかへ」という思いを込めて、「お金を学び、ひふみでつみたて、共助で支える」取り組みを推進し、投資文化の普及や「ひふみ」ブランドの浸透・価値向上に取り組んでまいりました。
今後も、ファイナンシャル・インクルージョン（※）を通じて、金融サービスの恩恵を全ての人々が享受できる世の中を目指すとともに、新NISAによる顧客基盤の拡充、SBIグループとの更なる連携による「ひふみ」ブランドの認知度向上などによって運用資産残高の拡大を進めていくためには、高度な運用機能と経営管理及び戦略立案機能に特化した新たなグループ形態を採用することが望ましいと判断し、今般、持株会社体制へ移行することといたしました。これにより、当社では、引き続き、お客様からお預かりした資産の運用及び投資信託の販売に注力するとともに、新たに設立する持株会社では、グループ全体の経営戦略・M&A戦略の策定やコーポレートアクションの実行を担う所存です。

（※）あらゆる人々が金融サービスへアクセスすることができ、金融サービスの恩恵を享受できるようにすることを意味し、金融包摂と訳されます。

２．本株式移転の方法と内容
（１）本株式移転の方式
当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。
（２）本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	SBIレオスひふみ株式会社 （株式移転設立完全親会社）	レオス・キャピタルワークス株式会社
株式移転比率	1	1

①株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式１株につき設立する持株会社の普通株式１株を割当交付いたします。

②単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、１単元の株式数を100株といたします。

③株式移転比率の算出根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社持株会社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様に不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式１株に対して持株会社の普通株式１株を割当交付することといたします。

④第三者による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記③の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

⑤株式移転により交付する新株式数

普通株式　12,912,800株

（３）本株式移転に伴う新株予約権に関する取扱い

当社が発行している新株予約権については、当該新株予約権の保有者に対し、その保有する当該新株予約権に代えて、当該新株予約権と同等の内容かつ同一の数の持株会社の新株予約権を割当交付いたします。

３．本株式移転の日程

当社株式上場廃止日	2024年３月28日（木）
持株会社設立登記日（効力発生日）	2024年４月１日（月）
持株会社株式上場日	2024年４月１日（月）

４．本株式移転により新たに設立する会社（持株会社）の概要

(1)　名称	SBIレオスひふみ株式会社
(2)　所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
(3)　代表者の役職・氏名	代表取締役 会長兼社長 グループCEO　藤野　英人
(4)　事業内容	投資信託委託業務及び投資顧問業務（投資一任契約に係る業務）等を営むグループ会社の経営戦略策定、経営管理及びこれに附帯又は関連する業務
(5)　資本金	322百万円
(6)　設立年月日	2024年４月１日
(7)　発行済株式数	12,912,800株
(8)　決算期	3月31日
(9)　取締役	藤野　英人、湯浅　光裕、白水　美樹、岩田　次郎、中路　武志、朝倉　智也、中村　利江、垣内　俊哉、佐藤　明
(10) 純資産	6,958百万円
(11) 総資産	6,958百万円

５．会計処理の概要

本株式移転は、企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。

(現物配当による子会社の異動)

当社は、2024年４月１日開催の臨時株主総会におきまして、SBIレオスひふみ株式会社（以下「SBIレオスひふみ」といいます。）へ当社が保有するレオス・キャピタルパートナーズ株式会社（以下「レオス・キャピタルパートナーズ」といいます。）の全株式を現物配当(適格現物分配)することを決議し、同日に配当を実施いたしました。このレオス・キャピタルパートナーズの全株式の現物配当により、当社において子会社の異動が生じることになります。

１．目的及び方法

SBIレオスひふみは、グループ内の連携やシナジーの一層の強化等の観点から、当社の連結子会社である、レオス・キャピタルパートナーズについて、当社が保有する全株式を当社に現物配当する方法を用いて、SBIレオスひふみの直接出資会社とするものです。

２．異動する子会社の概要

(1)　名称	**レオス・キャピタルパートナーズ株式会社**
(2)　所在地	**東京都千代田区丸の内一丁目11番１号**
(3)　代表者	**代表取締役 淡路 努**
(4)　事業内容	**投資事業有限責任組合その他同様の組合等の組成、運営、管理等**
(5)　資本金	**100百万円**
(6)　設立年月日	**2021年4月16日**
(7)　取得後のSBIレオスひふみ出資比率	**100%**

３．日程

SBIレオスひふみ取締役会決議 2024年４月１日（月）
当社臨時株主総会 2024年４月１日（月）
効力発生日（現物配当） 2024年４月１日（月）

４．会計処理上の概要

本件は、企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。

中間財務諸表等
中間財務諸表
（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2024年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,138,880
顧客分別金信託	2,100,000
貯蔵品	8,185
未収委託者報酬	4,420,156
未収投資顧問報酬	63,180
関係会社短期貸付金	500,000
その他	136,447
流動資産合計	10,366,850
固定資産	
有形固定資産	
建物	9,897
減価償却累計額	△2,220
建物（純額）	7,677
器具及び備品	1,164,973
減価償却累計額	△1,001,310
器具及び備品（純額）	163,663
有形固定資産合計	171,340
無形固定資産	
ソフトウエア	276,532
その他	28,920
無形固定資産合計	305,452
投資その他の資産	
関係会社出資金	29,831
長期前払費用	1,050
繰延税金資産	140,194
その他	14,085
投資その他の資産合計	185,160
固定資産合計	661,954
資産合計	11,028,804

（単位：千円）

		当中間会計期間 （2024年９月30日）
負債の部		
流動負債		
預り金		1,445,300
未払費用		1,807,355
未払法人税等		148,572
賞与引当金		189,162
その他	※１	542,274
流動負債合計		4,132,664
固定負債		
退職給付引当金		127,587
資産除去債務		3,494
固定負債合計		131,081
負債合計		4,263,746
純資産の部		
株主資本		
資本金		322,757
資本剰余金		
資本準備金		322,747
その他資本剰余金		300,010
資本剰余金合計		622,757
利益剰余金		
利益準備金		1,345
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		5,818,197
利益剰余金合計		5,819,543
株主資本合計		6,765,058
純資産合計		6,765,058
負債純資産合計		11,028,804

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		5,579,355
投資顧問報酬		155,506
営業収益合計		5,734,861
営業費用		2,630,272
一般管理費	※３	2,800,314
営業利益		304,274
営業外収益	※１	303,949
営業外費用	※２	10,891
経常利益		597,332
特別利益		
資産除去債務戻入益		51,971
特別利益合計		51,971
税引前中間純利益		649,303
法人税、住民税及び事業税		137,842
法人税等調整額		61,583
法人税等合計		199,426
中間純利益		449,877

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		資本剰余金合計	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	322,757	322,747	300,010	622,757	1,345	6,011,481
当中間期変動額						
剰余金の配当						△643,160
中間純利益						449,877
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△193,283
当中間期末残高	322,757	322,747	300,010	622,757	1,345	5,818,197

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金合計		
当期首残高	6,012,827	6,958,341	6,958,341
当中間期変動額			
剰余金の配当	△643,160	△643,160	△643,160
中間純利益	449,877	449,877	449,877
当中間期変動額合計	△193,283	△193,283	△193,283
当中間期末残高	5,819,543	6,765,058	6,765,058

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）関係会社出資金

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（２）その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　最終仕入原価法による原価法

３．固定資産の減価償却の方法

（１） 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	**８～15年**
器具及び備品	**２～15年**

（２） 無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．引当金の計上基準

（１） 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２） 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社は投資運用事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

（１） 委託者報酬

当社は、当社が設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね６ヵ月以内に受領しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

（２） 投資顧問報酬

対象顧客との投資一任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回もしくは年２回受領しております。当該報酬は対象資産の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３） 成功報酬

成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（中間貸借対照表関係）

※１ 消費税等の取り扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

２ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （2024年９月30日）
当座貸越極度額	7,000,000　千円
借入実行額	－
差引額	7,000,000

なお、上記当座貸越契約においては、資金使途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも全額が借入実行されるものではありません。

（中間損益計算書関係）

※１ 営業外収益のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
受取利息	2,712　千円
受取出向料	297,326

※２ 営業外費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
為替差損	7,316　千円
投資事業組合運用損	3,312

※３ 減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
有形固定資産	97,496　千円
無形固定資産	71,852

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

１．発行済株式の種類および総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,912,800	―	―	12,912,800
合計	12,912,800	―	―	12,912,800

２．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―

（注）2024年４月１日付の株式移転計画により、当社が発行した新株予約権は消滅しており、これに代わり持株会社の新株予約権を新株予約権者に交付しております。

３．配当に関する事項

配当金支払額

①金銭による配当

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月25日定時株主総会	普通株式	232,430	18.00	2024年３月31日	2024年６月26日
2024年８月21日臨時株主総会	普通株式	258,256	20.00	2024年６月30日	2024年８月22日

②金銭以外による配当

（決議）	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年４月１日臨時株主総会	普通株式	有価証券(注)	152,474	5,257.73	―	2024年４月１日

（注）当社が保有するレオス・キャピタルパートナーズ株式会社の普通株式29千株を現物配当するものであります。

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当中間会計期間（2024年９月30日）
１年内	30,910
１年超	21,199
合計	52,110

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、関係会社短期貸付金、預り金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社出資金	29,831
非上場株式	0
投資事業組合出資金	2,269

①　非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

②　関係会社出資金及び投資事業組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

１．関係会社出資金

市場価格がないことから、関係会社出資金の時価を記載しておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社出資金	29,831
計	29,831

２．その他有価証券

重要性がないため記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

(単独株式移転による持株会社の設立)

１．取引の概要

（１）結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社　　レオス・キャピタルワークス株式会社

事業の内容　　投資運用事業

（２）企業結合日

2024年４月1日

（３）企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社の設立

（４）結合後企業の名称

株式移転設立完全親会社　SBIレオスひふみ株式会社

（５）企業結合の背景と目的

当社は、「日本のみんながひふみでつみたて」をスローガンに、日本中に「ひふみ」によるつみたて投資を普及させ、当社の経営理念である「資本市場を通じて社会に貢献します」の実現を目指すべく、より多くの人々を「次のゆたかさの、まんなかへ」という思いを込めて、「お金を学び、ひふみでつみたて、共助で支える」取り組みを推進し、投資文化の普及や「ひふみ」ブランドの浸透・価値向上に取り組んでまいりました。

今後も、ファイナンシャル・インクルージョン（※）を通じて、金融サービスの恩恵を全ての人々が享受できる世の中を目指すとともに、新NISAによる顧客基盤の拡充、SBIグループとの更なる連携による「ひふみ」ブランドの認知度向上などによって運用資産残高の拡大を進めていくためには、高度な運用機能と経営管理及び戦略立案機能に特化した新たなグループ形態を採用することが

望ましいと判断し、今般、持株会社体制へ移行することといたしました。これにより、当社では、引き続き、お客様からお預かりした資産の運用及び投資信託の販売に注力するとともに、新たに設立する持株会社では、グループ全体の経営戦略・M&A戦略の策定やコーポレートアクションの実行を担う所存です。

（※）あらゆる人々が金融サービスへアクセスすることができ、金融サービスの恩恵を享受できるようにすることを意味し、金融包摂と訳されます。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年１月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年１月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	217,183千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	5千円
見積りの変更による減少額	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
履行義務の消滅に伴う減少額	△213,694千円
その他増減額（△は減少）	－千円
当中間会計期間末残高	3,494千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	
残高報酬	5,734,738	千円
その他	122	
合計	5,734,861	

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

（ア）製品及びサービスごとの情報

投資運用事業の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（イ）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（ウ）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （2024年９月30日）
１株当たり純資産額	523円90銭

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
１株当たり中間純利益金額	34円84銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	449,877
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	449,877
普通株式の期中平均株式数（株）	12,912,800

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

独立監査人の監査報告書

2024年６月26日

レオス・キャピタルワークス株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　猿渡　裕子
指定社員 業務執行社員　公認会計士　後藤　秀洋

監査意見

当監査法人は金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年４月１日付で単独株式移転により完全親会社となる持株会社「SBIレオスひふみ株式会社」を設立し、同社の完全子会社となった。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、貸借対照表において関係会社株式が152,474千円計上されている。 関係会社株式は、実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理する。 当該関係会社は、連結子会社である投資事業有限責任組合を通じてベンチャー企業等への出資を行っており、投資先企業の将来成長による超過収益力を反映して投資することがある。これら投資先の超過収益力の毀損の有無については、投資先の事業計画の達成状況等を総合的に勘案し検討が行われているが、投資先の中長期の事業計画は、投資先が属する市場の成長見込み、投資先のマーケットシェアの拡大見込みなどが含まれることから、当該投資先企業における超過収益力の毀損の判定にあたっては、経営者の主観的な判断を伴うこととなり高い不確実性を有する。 以上から、当監査法人は、関係会社株式の評価の妥当性が、当会計年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 連結子会社である投資事業有限責任組合を通じて保有する、営業投資有価証券の評価に関する内部統制の整備状況及び運用状況を検討した。 連結子会社である投資事業有限責任組合を通じて投資する、投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の判定に関する見積りを評価するため、主に以下の監査手続を実施し、その合理性を検討した。 - 投資後の評価にかかる関連資料の閲覧により、投資先企業の事業環境の変化の有無を把握した。 - 投資先企業ごとに、その事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を検討した資料を閲覧した。 - 投資時における投資先企業の事業計画とその後の期間における実績とを比較した。 - 実績が事業計画を大きく下回る場合、投資事業有限責任組合の担当者と協議し、超過収益力の毀損の判定が合理的に行われているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ28,500千円及び500千円である。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月15日

レオス・キャピタルワークス株式会社
取締役会　御中

東　陽　監　査　法　人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	猿渡　裕子
指定社員 業務執行社員	公認会計士	後藤　秀洋

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の2024年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月22日

レオス・キャピタルワークス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　紀　子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひふみプラスの2024年10月1日から2025年3月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひふみプラスの2025年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2024年9月30日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2024年5月24日付で有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して2024年11月22日付で無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽

表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。